

介護保険サービスを利用している方へ 利用者負担割合が変わります

一定以上の所得のある方は、介護サービスの利用者負担割合が3割になります。

介護サービスの利用者負担割合は、1割または2割となっていますが、以下の要件にあてはまる方は、8月利用分から3割となります。

なお、市独自のサービスである「居宅介護支援券」、「住宅改修費補助」の利用者負担割合も、同様の割合となります。

要 件		利用者負担割合
本人の合計所得が160万円未満の方		1割負担
本人の合計所得が160万円以上220万円未満の方	同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得を合わせた金額が単身世帯で280万円未満の方、2人以上の世帯で346万円未満の方	1割負担
	上記以外の方	2割負担
本人の合計所得が220万円以上の方	同一世帯の第1号被保険者の年金収入とその他の合計所得を合わせた金額が単身世帯で340万円以上の方、2人以上の世帯で463万円以上の方	3割負担
	上記以外の方	2割負担または1割負担 (2割負担の判定へ)

※合計所得金額とは…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことです。

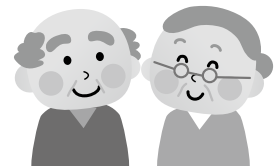
※要支援・要介護の認定を受けている方、もしくは総合事業対象者の方には、7月中に利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付します。

8月1日(水)より利用開始 居宅介護支援券の申請受付が始まります

「居宅介護支援券」は、在宅での日常生活および介護予防、要介護状態などの軽減・悪化の防止を支援するためのものです。

利用できるサービス

- ・介護用品（紙パンツ、尿とりパット）
- ・口腔ケア介護用品（商品名に口腔ケア及び介護用と明記されているものにかぎる）
- ・褥瘡処置のための用品（ガーゼ・フィルム材・固定用テープ）
- ・市内介護予防拠点施設（宅老所・IT工房くりっく・あかおにどん）の利用料
※ただし、昼食代および材料費は除く。
- ・理容美容サービス
- ・社会福祉協議会の移送サービス、家事援助サービス
- ・シルバー人材センターの家事援助事業
- ・いきいき号乗車チケットの購入
- ・寝具洗濯乾燥サービス



対象者

- ・介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方
- ・介護予防・生活支援サービス事業対象者

※ただし、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・療養型病床）や養護老人ホームまたは病院に3か月以上入所・入院している方は対象にはなりません。

※対象となる方には7月中旬に申請書を送付します。

申請に必要なもの

- ・申請書、自己負担分費用（「介護保険負担割合証」に記載されている負担割合となります。）

利用期間 8月1日(水)～平成31年3月31日(日)

